**利用券に関する取扱い**

**１．対象者の範囲**

フィットネス利用券（以下、「利用券」という。）の交付を受け取ることができる者は、区内在住の65歳以上の高齢者（当該年度に65歳に達する者を含む。）で、医師から運動制限等を受けていない者（以下「対象者」という。）とする。

**２．申し込み及び交付方法**

⑴　申し込み方法

対象者による事業利用の申し込みは、区が本人からの電話にて受け付ける。

⑵　交付方法

申し込み受け付け後、区は本人に利用券を交付する。なお、紛失等による利用券の再交付申請には原則応じないものとする。

**３．利用券の枚数及び利用期限等**

⑴　利用券の枚数

利用券は一度に１２枚交付する。

⑵　利用期限

利用券は、交付した年度のみ有効とする。なお、交付した年度に使用しなかった利用券は、次年度に繰り越して使用はできない。

⑶　利用制限

　利用者は、すでに会員になっているフィットネスクラブを利用券を使って利用できないものとする。

**４．利用の流れ**

⑴　利用する前

利用券の交付を受けた対象者（以下「利用者」という。）は、実際にフィットネスクラブを利用する前に、利用券を使用してフィットネスクラブを利用したい旨を、利用を希望するフィットネスクラブに連絡する。

　フィットネスクラブは、利用者の利用希望日時に受け入れが可能か確認し、不可の場合は別日程を提示する等調整し、予約を完了させる。

⑵　利用する際

利用者は、フィットネスクラブを利用する際、１回の利用につき利用券１枚を利用するフィットネスクラブに提出する。

フィットネスクラブは、利用券が当該年度に交付されたものであること、当該クラブの会員でないこと及び利用者の本人確認を行い、利用を受け入れる。

⑶　利用後

フィットネスクラブは、上記で受け取った利用券を保管し、区に補助金申請をする際、補助金交付申請書及び事業実績報告書とあわせて区に提出する。

**５．補助金交付に関する注意事項**

　当該年度以外の利用券及び７.に規定する、不正に取得した利用券の使用によりフィットネスクラブの利用を受け入れたフィットネスクラブに対しては、補助金を交付しない。

**６．利用者負担**

　　フィットネスクラブは、利用者負担を求めないものとする。ただし、利用者がシューズを忘れた場合等で、有料のレンタルサービス等の利用を自ら希望する場合はこの限りではない。この場合において、フィットネスクラブはあらかじめ想定される事案を区に協議すること。

**7．不正利用や譲渡等の禁止事項**

利用券は、交付を受けた本人のみ使用することができる。利用券の交付を受けたものは、交付された利用券を他の者に譲渡し、または売買してはならない。

**8．利用券の返還**

　区は、虚偽の申し込みにより利用券の交付を受けた者または他の者から譲渡もしくは売買により利用券を取得した者に対し、当該不正に取得した利用券を返還させるものとする。

**９．利用料金相当額の返還**

　区は、虚偽の申し込みにより利用券の交付を受けた者または他の者から譲渡もしくは売買により利用券を取得した者のうち、すでに利用券を使用した者に対し、利用料金相当額を返還させるものとする。